



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公印省略)

生活保護法改正法の施行に係る医療扶助関係通知について

平成 25 年 12 月 13 日、生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）が公布され、本年 7 月 1 日より施行されることに伴い、今般、生活保護の医療扶助の取扱いを定めた「生活保護法による医療扶助運営要領について」及び指定医療機関の指定事務等に関する留意事項等を定めた「生活保護法の一部改正に伴う指定医療機関の指定事務に係る留意事項等について」の医療扶助関係通知についても所要の改正が行われた旨、別紙のとおり日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、本件につきまして、関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 別添 1 の「生活保護法による医療扶助運営要領」につきましては、「第 6 指導及び検査」において、生活保護法に基づく指定医療機関に対する指導等に係る取扱いが示されております。（別添 1 の別添「新旧対照表」の 7 頁をご参照ください。）
- 2) 今回の一部改正による変更点は、指導の形態として従来の「都道府県知事による指導」に加え「厚生労働大臣が単独で行う指導」及び「厚生労働大臣及び都道府県知事が共同で行う指導（共同指導）」が追加されたことありますが、今回の改正に関わらず、指定医療機関に対する指導はあくまでも都道府県が主体となって運営するものであり、実際の指導にあたっては従来通り本会にご相談の上、実施していくことに変更がないことを日本医師会において厚生労働省当局に確認されており、その旨、運営要領中に明記がなされております。（別添 1 の別添「新旧対照表」の 9 頁をご参照ください。）
- 3) 別添 2 について、これまで生活保護法による医療扶助のための医療を担当する指定医療機関等の指定及び指定取消の要件等に関し、具体的な要件が規定されていなかったことを踏まえ、健康保険の取扱い等を参考に①指定医療機関の指定要件及び指定取消要件の明確化、②指定医療機関の指定の有効期間（指定の更新制）の導入、③不適切な事案等への対応の強化等について整理されたものです。
- 4) 本件については、福岡県福祉労働部保護・援護課からも通知がなされる予定となっておりますので、指定医療機関の指定の更新制について等具体的な項目を含め、後日改めてご連絡申し上げます。

(保 46)

平成 26 年 5 月 21 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

生活保護法改正法の施行に係る医療扶助関係通知について

平成 25 年 12 月 13 日、生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）が公布され、本年 7 月 1 日より施行されることに伴い、今般、生活保護の医療扶助の取扱いを定めた「生活保護法による医療扶助運営要領について」及び指定医療機関の指定事務等に関する留意事項等を定めた「生活保護法の一部改正に伴う指定医療機関の指定事務に係る留意事項等について」の医療扶助関係通知につきましても所要の改正が行われましたので、ご連絡申し上げます。

別添 1 の「生活保護法による医療扶助運営要領」につきましては、「第 6 指導および検査」において、生活保護法に基づく指定医療機関に対する指導等に係る取扱いが示されております。（別添 1 の別添「新旧対照表」の 7 ページ参照）

今般の一部改正による主な変更点は、指導の形態として従来の「都道府県知事による指導」に加え「厚生労働大臣が単独で行う指導」及び「厚生労働大臣及び都道府県知事が共同で行う指導（共同指導）」が追加されたことでありますが、今般の改正に関わらず、指定医療機関に対する指導はあくまでも都道府県が主体となって運営するものであり、実際の指導にあたっては従来どおり各都道府県医師会にご相談の上、実施していくことに変更がないことは厚生労働省当局にも確認済みであり、その旨、運営要領中に明記させております。（別添 1 の別添「新旧対照表」の 9 ページ参照）

別添 2 につきましては、これまで生活保護法による医療扶助のための医療を担当する指定医療機関等の指定及び指定取消しの要件等に関し、具体的な要件が規定されていなかったことを踏まえ、健康保険の取扱い等を参考に①指定医療機関の指定要件及び指定取消要件の明確化、②指定医療機関の指定の有効期間（指定の更新制）の導入、③不適切な事案等への対応の強化等について整理されたものであります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・生活保護法改正法の施行に係る医療扶助関係通知について

（平 26. 4. 25 社援保発 0425 第 8 号 厚生労働省社会・援護局保護課長）

別添 1 「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）

（平 26. 4. 25 社援発 0425 第 12 号 厚生労働省社会・援護局長）

別添 2 生活保護法の一部改正に伴う指定医療機関の指定事務に係る留意事項等について

（平 26. 4. 25 社援保発 0425 第 11 号 厚生労働省社会・援護局保護課長）

社援保発0425第8号

平成26年4月25日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長

(公 印 省 略)

生活保護法改正法の施行に係る医療扶助関係通知について

生活保護の医療扶助につきましては、平素格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記について別添のとおり各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長等あて通知いたしましたので、御了知願います。

貴会におかれましては、貴会会員へ周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について
(平成26年4月25日社援発0425第12号厚生労働省社会・援護局長通知) (別添1)
- 2 生活保護法の一部改正に伴う指定医療機関の指定事務に係る留意事項等について
(平成26年4月25日社援保発0425第11号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) (別添2)

社援発 0425 第 12 号
平成 26 年 4 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）

生活保護の医療扶助については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正し、平成 26 年 7 月 1 日から適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

記

別添の新旧対照表のとおり改める。

○「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日厚生省社会局長通知社発第727号）

改正後（案）	改正前
第2 医療扶助運営体制 1 都道府県、指定都市及び中核市の本庁関係 (1)～(3) (略) (4) 医療扶助に関する審議会（以下、「医療扶助審議会」という。） 都道府県本庁においては、知事の医療扶助その他保護の決定実施にあたっての医学的判断等を的確に行うことのできる体制を確保すること。<u>また</u>、これらの医学的判断<u>その他医療扶助</u>に関する諮問に答えるため等の附属機関として、医療扶助審議会を設置することが望ましい。 なお、その構成および運営等については、次の基準を参考とすること。 ア 審議事項 (ア) 結核入院要否判定 (イ) 精神疾患入院要否判定 (ウ) 結核、精神疾患以外の傷病による入院要否の判定 (エ) 訪問看護の要否判定 (オ) 在宅患者加算等各種給付の要否の判定 (カ) <u>医療扶助の適正実施に関して参考意見を述べること等</u>その他必要と認められるもの イ (略) ウ 審議 前記アにより諮問を受けた医療扶助審議会は、患者の病状及び療養状況等の全経過等を踏まえ総合的な検討を行うとともに、医療扶助の本則に基づき公正妥当な答申を行う。 なお、審議にあたっては、その経過および答申根拠の記録、その他関係書類を整備する。 (5) 運営台帳 都道府県本庁においては、次に掲げる運営台帳を作成し、整備すること。 ア 指定医療機関名簿（福祉事務所別、旧総合病院、医科、歯科、訪問看護ステーションおよび薬局別）、医療保護施設名簿、指定施術機関名簿および指定助産機関名簿（様式第1号） イ 指定申請書（変更届書、休止・廃止届書、再開届書、処分届書、指定辞退届書）受理簿（様式第2号） (6)～(7) (略) 2 福祉事務所関係 医療扶助は、他の扶助と異なり、診療の要否、程度の判定等専門的判断を要す	第2 医療扶助運営体制 1 都道府県、指定都市及び中核市の本庁関係 (1)～(3) (略) (4) 医療扶助に関する審議会（以下、「医療扶助審議会」という。） 都道府県本庁においては、知事の医療扶助その他保護の決定実施にあたっての医学的判断を的確に行うことのできる体制を確保すること。<u>そのため</u>、これらの医学的判断に関する諮問に答えるための附属機関として、医療扶助審議会を設置することが望ましい。 なお、その構成および運営等については、次の基準を参考とすること。 ア 審議事項 (ア) 結核入院要否判定 (イ) 精神疾患入院要否判定 (ウ) 結核、精神疾患以外の傷病による入院要否の判定 (エ) 訪問看護の要否判定 (オ) 在宅患者加算等各種給付の要否の判定 (カ) その他必要と認められるもの イ (略) ウ 審議 前記アにより諮問を受けた医療扶助審議会は、患者の病状及び療養状況等の全経過に<u>わたり</u>総合的な検討を行うとともに、医療扶助の本則に基づき公正妥当な答申を行う。 なお、審議にあたっては、その経過および答申根拠の記録、その他関係書類を整備する。 (5) 運営台帳 都道府県本庁においては、次に掲げる運営台帳を作成し、整備すること。 ア 指定医療機関名簿（福祉事務所別、旧総合病院、医科、歯科、訪問看護ステーションおよび薬局別）、医療保護施設名簿、指定施術機関名簿および指定助産機関名簿（様式第1号） イ 指定申請書（変更届書、休止・廃止届書、再開届書、処分届書、指定辞退届書）受理簿（様式第2号） <u>ウ はり・きゅう師登録簿</u> (6)～(7) (略) 2 福祉事務所関係 医療扶助は、他の扶助と異なり、診療の要否、程度の判定等専門的判断を要す

る特殊性をもつものではあるが、他面、生活扶助、その他の扶助とならび被保護者の生活を保障するとともに、その自立を助長するための意義を有するものである。したがって、他の扶助における現業活動と遊離して行なわれるべきものではなく、これと緊密な連けいを保って実施するよう、その運営体制の確立に万全を期すること。

なお、保護の実施機関は、生活保護制度について理解のある医師のうちから嘱託医（1年ごとに更新することとするが、特別の理由がない限り、再任を妨げるものではないこと。また、精神科医療に関する事務を行わせるため、一般の嘱託医に加え、原則として、精神科嘱託医を設置すること。）を委嘱し、及び事務を行なう所員のうちから、医療扶助関係事務を担当する者（以下「医療事務担当者」という。）を定めること。

さらに、被保護者に対し健康の保持・増進に自ら努めることを促すための体制を整備すること。

おって、医療扶助の実施に関し、各職種の担当すべき事務については、次に掲げるもののほか、別紙第1号に示すところによること。

(1)～(5) (略)

(6) 手続書類

福祉事務所においては、次に掲げる手続書類用紙を印刷し、常備すること。

ア～コ (略)

サ 施術券及び施術報酬請求明細書（様式第26号の1～3）

シ 診療依頼書（入院外）（様式第37号）

ス 検診命令書、検診書及び検診料請求書（生活保護法施行細則準則様式第20号）

第3 医療扶助実施方式

1 医療扶助の申請

(1)～(2) (略)

(3) 各給付要否意見書の発行

ア～エ (略)

オ 福祉事務所又は町村において各給付要否意見書を発行する際は、指定医療機関から次の標準により選定して、当該指定医療機関において各給付要否意見書に意見を記載のうえ提出するよう指導すること。

なお、選定にあたっては、要保護者の希望を参考とすること。

(ア) 要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する指定医療機関であること。

(イ) 要保護者が人工妊娠中絶若しくは不妊手術又は結核の治療をうけようとするときは、原則としてそれぞれ同時に母体保護法による指定医師又は感

る特殊性をもつものではあるが、他面、生活扶助、その他の扶助とならび被保護者の生活を保障するとともに、その自立を助長するための意義を有するものである。したがって、他の扶助における現業活動と遊離して行なわれるべきものではなく、これと緊密な連けいを保って実施するよう、その運営体制の確立に万全を期すること。

なお、保護の実施機関は、生活保護制度について理解のある医師のうちから嘱託医（1年ごとに更新することとするが、特別の理由がない限り、再任を妨げるものではないこと。また、精神科医療に関する事務を行わせるため、一般の嘱託医に加え、原則として、精神科嘱託医を設置すること。）を委嘱し、及び事務を行なう所員のうちから、医療扶助関係事務を担当する者（以下「医療事務担当者」という。）を定めること。

さらに、被保護者に対し健康の保持・増進に自ら努めることを促すための体制を整備すること。

おって、医療扶助の実施に関し、各職種の担当すべき事務については、次に掲げるもののほか、別紙第1号に示すところによること。

(1)～(5) (略)

(6) 手続書類

福祉事務所においては、次に掲げる手続書類用紙を印刷し、常備すること。

ア～コ (略)

サ 施術券及び施術報酬請求明細書（様式第26号）

シ 生活保護法による施術費給付承認書（はり・きゅう）及び施術費給付請求書（はり・きゅう）（様式第26号の3）

ス 診療依頼書（入院外）（様式第37号）

セ 検診命令書、検診書及び検診料請求書（生活保護法施行細則準則様式第20号）

第3 医療扶助実施方式

1 医療扶助の申請

(1)～(2) (略)

(3) 各給付要否意見書の発行

ア～エ (略)

オ 福祉事務所又は町村において各給付要否意見書を発行する際は、次の標準により医療機関を選定して、当該医療機関において各給付要否意見書に意見を記載のうえ提出するよう指導すること。

なお、この医療機関の選定にあたっては、要保護者の希望を参考とすること。

(ア) 要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する指定医療機関であること。

(イ) 要保護者が人工妊娠中絶若しくは不妊手術又は結核の治療をうけようとするときは、原則としてそれぞれ同時に母体保護法による指定医師又は感

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核指定医療機関としての指定を受けている指定医療機関であること。 (ウ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定の取消を受けている指定医療機関でないこと。 (エ) 過去3箇月間に<u>第6の3(2)イ</u>による「戒告」を受けたことのない指定医療機関であること。 4 一般診療に関する診療方針および診療報酬並びに指定医療機関の請求 一般診療に関する診療方針及び診療報酬は、法第52条、指定医療機関医療担当規程（昭和25年8月厚生省告示第222号）及び生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和34年5月厚生省告示第125号）によること。 なお、別紙第3号に留意するほか、次の点に配意すること。 (1) 生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬第1項中「金を使用すること」とあるのは、金位14カラット以上の合金を使用することをいうものであること。 (2) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護のうち食事の提供たる療養及び温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養に係る診療報酬については、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）の例による。 また、健康保険法による訪問看護に係る費用については、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第67号）の例によることとし、訪問看護の基本利用料以外の利用料に相当する費用については、必要最小限度の実費の額とすること。 (3) 後期高齢者医療の例による診療方針及び診療報酬（保険外併用療養費の支給に係るものを除く。）は、75歳以上の者等に該当するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から適用するものとする。 また、「65歳以上75歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にあるもの」に該当するか否かの認定は、国民健康保険法第6条第<u>8</u>号の規定により同法の適用を除外されている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核指定医療機関としての指定を受けている指定医療機関であること。 (ウ) <u>要保護者が各種社会保険の被保険者又は被扶養者であるときは、健康保険法による保険医療機関であること。</u> (エ) 健康保険法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定の取消を受けている指定医療機関でないこと。 (オ) 過去3箇月間に<u>法</u>による「戒告」を受けたことのない指定医療機関であること。 4 一般診療に関する診療方針および診療報酬並びに指定医療機関の請求 一般診療に関する診療方針及び診療報酬は、法第52条、指定医療機関医療担当規程（昭和25年8月厚生省告示第222号）及び生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和34年5月厚生省告示第125号）によること。 なお、別紙第3号に留意するほか、次の点に配意すること。 (1) <u>指定医療機関が健康保険法第65条第1項による指定を受けていない場合における診療報酬の額の算定は、診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）の第1項から第6項までの規定を準用して行うものとする。</u> (2) 生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬第1項中「金を使用すること」とあるのは、金位14カラット以上の合金を使用することをいうものであること。 (3) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護のうち食事の提供たる療養及び温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養に係る診療報酬については、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）の例による。 また、健康保険法による訪問看護に係る費用については、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第67号）の例によることとし、訪問看護の基本利用料以外の利用料に相当する費用については、必要最小限度の実費の額とすること。 (4) 後期高齢者医療の例による診療方針及び診療報酬（保険外併用療養費の支給に係るものを除く。）は、75歳以上の者等に該当するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から適用するものとする。 また、「65歳以上75歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にあるもの」に該当するか否かの認定は、国民健康保険法第6条第<u>6</u>号の規定により同法の適用を除外されている者
--	--

の場合は福祉事務所長が行うこととなるが、原則として生活保護法による保護の基準（昭和 38 年 4 月厚生省告示第 158 号）別表第 1 第 2 章 2 障害者加算の例によること。

- (4) 通算対象入院料（一般病棟入院基本料（特別入院基本料及び後期高齢者特定入院生活基本料を含む。）、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）及び専門病院入院基本料をいう。）を算定する病棟に 180 日を超えて入院している患者で厚生労働大臣が別に定める患者に該当しない者のうち、いかなる方法によっても退院後の受入先が確保できない者であって真にやむを得ないと判断される者については、別に定めるところにより、受入先が確保されるまでの間、当該患者が 180 日経過するまでに保険給付の対象とされていた入院基本料の範囲内において必要な額を認定して差し支えないこと。
- (5) 指定医療機関が、医療券によって診療を行なった場合には、診療報酬明細書又は訪問看護療養費明細書に必要事項を記載して発行した福祉事務所ごとにとりまとめ、当月診療分を所定の様式による診療報酬請求書を添えてこれらの書類を翌月 10 日までに当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金の支部（以下「支払基金」という。）に提出させるものとする。
- (6) 指定医療機関のうち、旧総合病院における診療科別の初診料、検査料又は診療報酬の請求は、社会保険の取扱いの例によるものであるが、この場合においても医療券は 1 枚発行すれば足りること。

7 施術の給付

施術の給付につき、申請があった場合には、給付可否意見書（柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう）に必要事項を記載のうえ、すみやかに指定施術機関及び指定医療機関において所要事項の記入を受け、福祉事務所長又は町村長に提出するよう指導して発行すること。

施術の給付を行なうにあたっては、柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合および脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要であるが、応急手当以外の脱臼又は骨折の患部に手当をする場合は医師の同意が必要であること。

この場合において、あん摩・マッサージ指圧師が脱臼又は骨折の患部以外に施術をするとき及びはり・きゅう師が施術をするときは、当該施術の要否に関する診断書をもって、医師の同意書に代えることができること。

施術の給付を行なうにあたって留意を要する点は次のとおりであること。

- (1) (略)
- (2) 施術券の発行 (以下、略)

の場合は福祉事務所長が行うこととなるが、原則として生活保護法による保護の基準（昭和 38 年 4 月厚生省告示第 158 号）別表第 1 第 2 章 2 障害者加算の例によること。

- (5) 通算対象入院料（一般病棟入院基本料（特別入院基本料及び後期高齢者特定入院生活基本料を含む。）、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）及び専門病院入院基本料をいう。）を算定する病棟に 180 日を超えて入院している患者で厚生労働大臣が別に定める患者に該当しない者のうち、いかなる方法によっても退院後の受入先が確保できない者であって真にやむを得ないと判断される者については、別に定めるところにより、受入先が確保されるまでの間、当該患者が 180 日経過するまでに保険給付の対象とされていた入院基本料の範囲内において必要な額を認定して差し支えないこと。
- (6) 指定医療機関が、医療券によって診療を行なった場合には、診療報酬明細書又は訪問看護療養費明細書に必要事項を記載して発行した福祉事務所ごとにとりまとめ、当月診療分を所定の様式による診療報酬請求書を添えてこれらの書類を翌月 10 日までに当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金の支部（以下「支払基金」という。）に提出させるものとする。
- (7) 指定医療機関のうち、旧総合病院における診療科別の初診料、検査料又は診療報酬の請求は、社会保険の取扱いの例によるものであるが、この場合においても医療券は 1 枚発行すれば足りること。

7 施術の給付

施術の給付につき、申請があった場合には、給付可否意見書（柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう）に必要事項を記載のうえ、すみやかに指定施術機関（はり・きゅうにあつては、はり・きゅう師。以下同じ。）および指定医療機関において所要事項の記入を受け、福祉事務所長又は町村長に提出するよう指導して発行すること。

なお、施術の給付を行なうはり・きゅう師は、はり・きゅう師登録簿に登録された者に限るものとする。

施術の給付を行なうにあたっては、柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合および脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要であるが、応急手当以外の脱臼又は骨折の患部に手当をする場合は医師の同意が必要であること。

この場合において、あん摩・マッサージ指圧師が脱臼又は骨折の患部以外に施術をするとき及びはり・きゅう師が施術をするときは、当該施術の要否に関する診断書をもって、医師の同意書に代えることができること。

施術の給付を行なうにあたって留意を要する点は次のとおりであること。

- (1) (略)
- (2) 施術券 （はり・きゅうにあつては、施術費給付承認書（はり・きゅう）。）。以

(3) 施術給付方針および施術料

ア 給付方針

必要最小限度の施術を原則として現物給付するものとし、その範囲は、あん摩・マッサージ、柔道整復およびはり・きゅうとすること（はり・きゅうにあつては、慢性病であつて、医師による適当な治療手段がないものを対象とするが、指定医療機関の医療の給付が行なわれている期間は、その疾病にかかる施術は、給付の対象とはならないこと。）。なお、この者が現に指定医療機関において診療を受けている場合には、当該指定医療機関の意見を求めたうえで要否を決定すること。

イ 費用

費用は次によるものとする。

(ア) あん摩・マッサージについては、別紙第4号の1協定書案に基づきあん摩・マッサージの施術料金の算定方法（別紙第4号の2）を基準として都道府県知事と関係団体との間で協定して定めた額以内の額とすること。

(イ) 柔道整復については、前記協定書案に基づき柔道整復師の施術料金の算定方法（別紙第4号の3）を基準として都道府県知事と関係団体との間で協定して定めた額以内の額とすること。

(ウ) はり・きゅうについては、前記協定書案に基づきはり師及びきゅう師の施術料金の算定方法（別紙第4号の4）を基準として都道府県知事と関係団体との間で協定して定めた額以内の額とすること。

(4) (略)

第4 医療扶助指定機関

1 指定医療機関の指定の際の留意事項

(1) 法による医療扶助のための医療を担当する機関は、申請のあったもののうち、法第49条の2第2項各号のいずれにも該当せず、医療扶助に基づく医療等について理解を有していると認められるものについて指定するものとする。

このうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に規定する内容の医療を行う医療機関にあつては、同法第38条第1項の規定による指定を受けている医療機関を指定すること。

(2) 指定を行った医療機関に対しては、指定後においても、第6の1の(2)ア

下同じ。)の発行 (以下、略)

(3) 施術給付方針および施術料

ア 給付方針

必要最小限度の施術を原則として現物給付するものとし、その範囲は、あん摩・マッサージ、柔道整復およびはり・きゅうとすること（はり・きゅうにあつては、指定医療機関による医療の給付を受けても所期の治療効果が得られないもの、またはいままで受けた治療の経過からみて治療効果があらわれていないと判断されるものを対象とするが、指定医療機関の医療の給付が行なわれている期間は、その疾病にかかる施術は、給付の対象とはならないこと。）。なお、この者が現に指定医療機関において診療を受けている場合には、当該指定医療機関の意見を求めたうえで要否を決定すること。

イ 費用

費用は次によるものとする。

(ア) あん摩・マッサージについては、別紙第4号の1協定書案に基づきあん摩・マッサージの施術料金の算定方法（別紙第4号の2）を基準として都道府県知事と関係団体との間で協定して定めた額以内の額とすること。

(イ) 柔道整復については、前記協定書案に基づき柔道整復師の施術料金の算定方法（別紙第4号の3）を基準として都道府県知事と関係団体との間で協定して定めた額以内の額とすること。

(ウ) はり・きゅうについては、別紙第5号協定書（はり・きゅう）案別紙3 施術料金の算定方法を基準として都道府県知事と関係団体との間で協定して定めた額以内の額とすること。

(4) (略)

第4 医療扶助指定機関

1 医療機関指定基準

法による医療扶助のための医療を担当する機関は、申請のあったもののうち、次に掲げる指定等を受けているものであつて、医療扶助に基づく医療等について理解を有していると認められるものについて指定するものとする。ただし、正当な理由があつて指定等を受けていない医療機関（指定訪問看護事業者を除く。）については、この限りでないこと。

なお、法による指定の取消しを受けた医療機関にあつては、原則として取消しの日から5年以上を経過したものであること。

ア 健康保険法第65条第1項又は第88条第1項の規定による指定

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に規定する内容の医療を行う医療機関にあつては、同法第38条第1項の規定による指定

による一般指導により、生活保護に関する法令、告示及び通知に定める事項について周知徹底を行い、医療扶助に基づく医療等に対する理解が一層深まるよう取り組むこと。

(3) 申請のあった医療機関が、法第 49 条の 2 第 3 項各号のいずれかに該当する医療機関については、指定をしないことができるものであること。

(4) 指定医療機関の指定の有効期間は 6 年間とし、6 年ごとに更新の申請を行わせ、上記 (1) の指定手続と同様に審査するものとする。ただし、保険医療機関や保険薬局であって、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその者と同一世帯に属する配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事しているものについては、その指定の効力を失う日前 6 月から同日前 3 月までの間に別段の申出がないときは、更新の申請があったものとみなすものであること。

2 健康保険法等による診療報酬に係る承認及び届出等

(1) 健康保険法に基づく保険医療機関であり、同法等により診療報酬に係る指定、承認又は認定を受けている場合には、生活保護法において重ねてこれらの指定、承認又は認定は要しないものであること。

(2) 健康保険法に基づく保険医療機関であり、同法等により診療報酬に係る届出をしている場合には、生活保護法において重ねてこれらの届出は要しないものであること。

3 指定施術機関および指定助産機関

指定医療機関の指定基準の際の留意事項、医療機関の指定および指定医療機関の義務は、法に定める範囲内で指定施術機関および指定助産機関に準用すること。

2 健康保険法等による診療報酬に係る承認等

(1) 健康保険法に基づく保険医療機関であり、同法等により診療報酬に係る指定、承認又は認定を受けている場合には、生活保護法において重ねてこれらの指定、承認又は認定は要しないものであること。

(2) 健康保険法に基づく保険医療機関の指定を受けていない医療機関であって、生活保護法に基づく指定を受け、又はその申請をする医療機関から、健康保険法等による診療報酬に係る承認（厚生労働大臣の承認に係るものを除く。）又は認定の申請があった場合、同法等における承認又は認定に関する取扱いを準用し、これを承認又は認定すること。

なお、承認又は認定の決定を行った場合には、生活保護法による承認又は認定である旨を明記した承認番号又は認定番号を決定し、申請者及び支払基金に対して通知すること。

3 健康保険法等による診療報酬に係る届出

(1) 健康保険法に基づく保険医療機関であり、同法等により診療報酬に係る届出をしている場合には、生活保護法において重ねてこれらの届出は要しないものであること。

(2) 健康保険法に基づく保険医療機関の指定を受けていない医療機関であって、生活保護法に基づく指定を受け又はその申請をする医療機関からの届出があった場合には、支払基金に対して通知すること。

4 指定施術機関および指定助産機関

医療機関指定基準、医療機関の指定および指定医療機関の義務は、指定施術機関および指定助産機関に準用すること。

4 医療保護施設

指定医療機関の義務は、医療保護施設に準用すること。

第6 指導および検査

1 指定医療機関に対する指導

(1) 目的

指定医療機関に対する指導は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行なわれるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とすること。

(2) 指導の形態

指導の形態は、一般指導と個別指導の2種とすること。

ア 一般指導

一般指導は、都道府県知事が、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、広報、文書等の方法により行うものとする。

イ 個別指導

個別指導は、厚生労働大臣又は都道府県知事が次のいずれかにより、指導の対象となる指定医療機関において個別に面接懇談方式により行うものとする。ただし、必要に応じ、指定医療機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行っても差し支えないこと。

(ア) 厚生労働大臣又は都道府県知事が単独で行う指導

(イ) 厚生労働大臣及び都道府県知事が共同で行う指導（以下「共同指導」という。）

(3) 指導対象の選定

指導は全ての指定医療機関を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて次の基準を参考にして対象となる医療機関を一定の計画に基づいて選定すること。

ア 一般指導

原則として、全ての指定医療機関とするが、周知徹底を図る内容に応じ、一部の指定医療機関を選定しても差し支えないこと。

イ 個別指導

(ア) 厚生労働大臣又は都道府県知事が単独で行う指導

次に掲げる事項について、個別に内容審査をした上で、指定医療機関を選定すること。

a 社会保険診療報酬支払基金、実施機関、被保護者等から診療内容又は診療報酬の請求その他医療扶助の実施に関する情報の提供があり、個別指導が必要と認められた指定医療機関

5 医療保護施設

指定医療機関の義務は、医療保護施設に準用すること。

第6 指導および検査

1 指定医療機関に対する指導

(1) 目的

指定医療機関に対する指導は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行なわれるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とすること。

(2) 対象

指導は、すべての指定医療機関とすること。

(3) 内容および方法

指導の形態は、一般指導と個別指導の2種とすること。

ア 一般指導

一般指導は、法ならびにこれに基づく命令、告示および通達に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により行なうものとする。

イ 個別指導

(ア) 個別指導は、被保護者に対する援助が効果的に行なわれるよう福祉事務所と指定医療機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の医療給付に関する事務および診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行なうものとする。

なお、個別指導を行なったうえ、特に必要があると認められるときは、被保護者についてその受診状況等を調査することができるものとする。

(イ) 個別指導は、原則として実地に行なうものとする。ただし、必要に応じ、指定医療機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行なっても差し支えないこと。

<u>b 個別指導の結果、再度個別指導を行うことが必要と認められた指定医療機関又は個別指導において改善を求めたにもかかわらず、改善が認められない指定医療機関</u> <u>c 検査の結果、一定期間経過後に個別指導が必要と認められた指定医療機関</u> <u>d 社会保険診療報酬支払基金から提供される被保護者に係る診療報酬請求データ又は電子レセプトの分析結果等を活用して得られる指定医療機関の特徴（例えば請求全体に占める被保護者に関する請求割合が高い、被保護者以外と比較して被保護者の診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。）の１件あたりの平均請求点数が高い、被保護者の県外受診の割合が高い等）を総合的に勘案し、個別に内容審査をした上で個別指導が必要と認められる指定医療機関</u> <u>e その他、特に個別指導が必要と認められる指定医療機関</u> <u>（イ）共同指導</u> <u>上記（ア）により選定された指定医療機関の中から、その内容等を勘案し、共同指導を実施することが必要な指定医療機関を選定すること。</u> <u>（ウ）選定上の留意点</u> <u>指導対象となる指定医療機関の選定にあたっては、指導にあたる職員（以下「指導担当者」という。）のみでなく複数の構成員からなる合議体において決定するなど、組織的に公正な選定を行うものとする。</u> <u>（４）指導方法等</u> <u>ア 一般指導</u> <u>（ア）指導方法</u> <u>周知徹底を図る内容に応じ、以下の方法等により行うこと。</u> <u>a 講習会方式による講習・講演</u> <u>b 全ての指定医療機関に対する広報及び関係機関、関係団体等を通じた周知</u> <u>c 新規指定医療機関に対する制度理解のための文書配布</u> <u>（イ）実施上の留意点</u> <u>講習会方式で実施する場合において、指導対象となる指定医療機関を決定した時は、あらかじめ一般指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定医療機関に通知すること。</u> <u>イ 個別指導</u> <u>（ア）実施通知</u> <u>厚生労働大臣又は都道府県知事は、指導対象となる指定医療機関を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定医療機関に通知すること。</u> <u>なお、共同指導を実施する場合には、当該通知に厚生労働大臣及び都道府県知事が共同で行うことを明記すること。</u> <u>a 個別指導の目的</u>	
---	--

<u>b 個別指導の日時及び場所</u> <u>c 出席者</u> <u>d 準備すべき書類等</u> <u>(イ) 指導方法</u> 個別指導は、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧するとともに、関係者から説明を求め、面接懇談方式で行うこと。なお、個別指導を行う前に、被保護者から受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、福祉事務所の協力を得ながら速やかに聴取を行い、その結果を基に当該指定医療機関の指導を行うこと。 <u>(ウ) 指導後の措置等</u> <u>a 再指導</u> 個別指導において、適正を欠く取扱いが疑われ、再度指導を行わなければ改善の要否が判断できない場合には、当該指定医療機関に再指導を行うこと。なお、この場合、被保護者から受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、福祉事務所の協力を得ながら速やかに聴取を行い、その結果をもとに当該指定医療機関の再指導を行うこと。 <u>b 要検査</u> 個別指導の結果、下記 2 の（2）に定める検査対象の選定項目に該当すると判断した場合には、後日、速やかに検査を行うこと。 なお、指導中に診療内容又は診療報酬の請求について、明らかに不正又は著しい不当を確認した場合には、個別指導を中止し、直ちに検査を行うことができるものであること。 <u>c 指導結果の通知等</u> 個別指導の結果、改善を要する事項が認められた場合又は診療報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日、文書によってその旨の通知を行うものとする。 <u>d 報告書の提出</u> 都道府県知事は、当該指定医療機関に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めること。 <u>(エ) 実施上の留意点</u> <u>a 指導の実施に際しては、つとめて診療に支障のない日時を選ぶこと。また、必要に応じ、関係団体との連絡調整（指導方針に係る協議、指導時の立会依頼など）を行い運営の円滑を期すること。</u> <u>b 実施時期の決定にあたっては、地方厚生（支）局及び衛生関係部局の行う指導計画等との調整を図ること。</u> <u>c 指導担当者は、公正かつ親切丁寧な態度を保持すること。</u> 2 指定医療機関に対する検査 (1) 目的	<u>(4) 実施上の留意点</u> <u>ア 指導の実施に際しては、つとめて診療に支障のない日時を選び、実施の日時、場所等を対象の指定医療機関に文書で通知するものとする。</u> なお、この場合関係団体との連絡調整を行ない運営の円滑を期すること。 <u>イ 実施時期の決定にあたっては、地方社会保険事務局および衛生関係部（局）課等の行なう指導および監査の計画等との調整を図るものとする。</u> <u>ウ 指導にあたる職員は、公正かつ親切丁寧な態度を保持すること。</u> 2 指定医療機関に対する検査 (1) 目的
---	--

指定医療機関に対する検査は、被保護者にかかる診療内容および診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底せしめ、もって医療扶助の適正な実施を図ることを目的とすること。

(2) 検査対象の選定

検査は、次のいずれかに該当する場合に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。ただし、法第 84 条の 4 第 1 項に該当すると認められる場合には、厚生労働大臣又は都道府県知事が共同で行うことを検討すること。

ア 診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

イ 診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

ウ 度重なる個別指導によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られないとき。

エ 正当な理由がなく個別指導を拒否したとき。

(3) 検査方法等

ア 実施通知

厚生労働大臣又は都道府県知事は、検査対象となる指定医療機関を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定医療機関に通知すること。

なお、厚生労働大臣及び都道府県知事が共同で検査を実施する場合には、当該通知にその旨を明記すること。

(ア) 検査の根拠規定及び目的

(イ) 検査の日時及び場所

(ウ) 出席者

(エ) 準備すべき書類等

イ 検査の内容及び方法

検査は、被保護者の診療内容及び診療報酬請求の適否その他医療扶助の実施に関して、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。）と診療録（調剤録を含む。）その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行うものとする。

なお、必要に応じ被保護者についての調査をあわせて行うものとする。

ウ 実施上の留意点

(ア) 検査の実施に際しては、つとめて診療に支障のない日時を選ぶこと。また、必要に応じ、関係団体との連絡調整（検査方針に係る協議、検査時の立会依頼など）を行い運営の円滑を期すること。

(イ) 実施時期の決定にあたっては、地方厚生（支）局及び衛生関係部局の行う監査計画等との調整を図ること。

(ウ) 検査にあたる職員は、公正かつ親切丁寧な態度を保持すること。

指定医療機関に対する検査は、被保護者にかかる診療内容および診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底せしめ、もって医療扶助の適正な実施を図ることを目的とすること。

(2) 対象

検査は、個別指導の結果、検査を行なう必要があると認められる指定医療機関および個別指導を受けることを拒否する指定医療機関とすること。ただし、前記以外の指定医療機関であって、診療内容又は診療報酬の請求に不正又は不当があると疑うに足りる理由があつて直ちに検査を行なう必要があると認められる場合は、この限りでないこと。

(3) 内容および方法

検査は、被保護者にかかる診療内容および診療報酬請求の適否について、明細書と診療録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行なうものとする。

なお、必要に応じ患者についての調査を合わせて行なうこととする。

(4) 実施上の留意点

ア 検査の実施に際しては、つとめて診療に支障のない日時を選び、実施の日時、場所等を対象の指定医療機関に文書で通知するものとする。

なお、この場合関係団体との連絡を行ない、運営の円滑を期すること。

イ 実施時期の決定にあたっては、地方社会保険事務局および衛生関係部（局）課等の行なう指導および監査の計画等との調整を図るものとする。

ウ 検査にあたる職員は、公正かつ親切丁寧な態度を保持すること。

3 検査後の措置等

(1) 検査結果の通知及び報告書の提出

- ア 検査の結果は、後日、文書によってその旨の通知を行うものとする。
- イ 厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該指定医療機関に対して、改善を要すると認められた通知事項については、文書により報告を求めるものとする。

(2) 行政上の措置

ア 指定取消、効力停止

都道府県知事は、指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、その指定の取消しを行なうこと。ただし、指定の取消しの処分に該当する医療機関の機能、事案の内容等を総合的に勘案し、医療扶助のための医療の確保を図るため特に必要と認められる場合は、期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止を行うことができるものとする。

- (ア) 故意に不正又は不当な診療を行なったもの。
- (イ) 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行なったもの。
- (ウ) 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行なったもの。
- (エ) 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行なったもの。

イ 戒告

都道府県知事は、法による指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、戒告の措置を行なうこと。

- (ア) 重大な過失により不正又は不当な診療を行なったもの。
- (イ) 重大な過失により不正又は不当な診療報酬の請求を行なったもの。
- (ウ) 軽微な過失により不正又は不当な診療をしばしば行なったもの。
- (エ) 軽微な過失により不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行なったもの。

ウ 注意

都道府県知事は、法による指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、注意の措置を行なうこと。

- (ア) 軽微な過失により不正又は不当な診療を行なったもの。
- (イ) 軽微な過失により不正又は不当な診療報酬の請求を行なったもの。

(3) 聴聞等

検査の結果、当該指定医療機関が指定の取消又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分に該当すると認められる場合には、検査後、指定の取消等の処分予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならないこと。

(4) 経済上の措置

- ア 都道府県知事は、検査の結果、診療及び診療報酬の請求に関し不正又は不

3 検査後の措置

指定医療機関に対する行政措置は、指定取消、戒告、注意の3種とし、事案の軽重に従い次の標準によって行なうこと。

(1) 行政上の措置

ア 指定取消

都道府県知事は、法による指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、その指定の取消しを行なうこと。

- (ア) 故意に不正又は不当な診療を行なったもの。
- (イ) 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行なったもの。
- (ウ) 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行なったもの。
- (エ) 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行なったもの。

イ 戒告

都道府県知事は、法による指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、戒告の措置を行なうこと。

- (ア) 重大な過失により不正又は不当な診療を行なったもの。
- (イ) 重大な過失により不正又は不当な診療報酬の請求を行なったもの。
- (ウ) 軽微な過失により不正又は不当な診療をしばしば行なったもの。
- (エ) 軽微な過失により不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行なったもの。

ウ 注意

都道府県知事は、法による指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、注意の措置を行なうこと。

- (ア) 軽微な過失により不正又は不当な診療を行なったもの。
- (イ) 軽微な過失により不正又は不当な診療報酬の請求を行なったもの。

(2) 聴聞

都道府県知事は、法による指定医療機関の事故が指定取消の措置に該当するおそれがあると認めた場合は、検査終了後、当該指定医療機関に対して聴聞を行わなければならないこと。

この場合において、聴聞の手続は、行政手続法第3章第2節に定めるところによるものとする。

(3) 経済上の措置

- ア 不正又は不当の診療および診療報酬の請求により診療報酬に過誤払いが認

<u>当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、すみやかに支払基金に連絡し、当該指定医療機関に支払う予定の診療報酬額からこれを控除させるよう措置すること。ただし、当該指定医療機関に翌月以降において控除すべき診療報酬がない場合は、これを<u>保護の実施機関に直接</u>返還させるよう措置すること。</u> イ (略) <u>ウ 指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合には、原則として、法第 78 条第 2 項の規定により返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額も保護の実施機関に支払わせるよう措置すること。</u> <u>(5) 厚生労働大臣への通知</u> <u>都道府県知事は、指定医療機関について指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合において、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 80 条各号のいずれかに該当すると疑うに足る事実があるときは、法第 83 条の 2 に基づき厚生労働大臣に対し、その事実を通知すること。</u> 4 医療保護施設等の取扱い (略) <u>様式第 1 号</u> <u>様式第 2 号</u> <u>様式第 2 6 号の 3</u> 別紙第 4 号の 1 協定書案 別紙第 4 号の 2 あん摩・マッサージの施術料金の算定方法 別紙第 4 号の 3 柔道整復師の施術料金の算定方法 別紙第 5 (削除) 別紙 1 (削除) 別紙 2 (削除) 別紙<u>第 4 号の 4</u> はり・きゅうの施術料金の算定方法	<u>められたときは、都道府県知事は、すみやかに支払基金に連絡し、当該指定医療機関に支払う予定の診療報酬額からこれを控除させるよう措置すること。ただし、<u>過誤払いが認められた</u>当該医療機関に翌月以降において控除すべき診療報酬がない場合は、これを返還させるよう措置すること。</u> イ (略) 4 医療保護施設等の取扱い (略) <u>様式第 1 号</u> <u>様式第 2 号</u> <u>様式第 2 6 号の 3</u> 別紙第 4 号の 1 協定書案 別紙第 4 号の 2 あん摩・マッサージの施術料金の算定方法 別紙第 4 号の 3 柔道整復師の施術料金の算定方法 別紙第 5 協定書（はり・きゅう）案 別紙 1 はり・きゅう給付の担当規程 別紙 2 はり・きゅう給付の施術方針 別紙<u>3</u> はり・きゅうの施術料金の算定方法
--	--

指定機関名簿

指定番号	医療機関等コード	名称	所在地	診療科名等	開設者			管理者			指定年月日	指定有効期間
					氏名(名称等)	住所(所在地)	生年月日	氏名	住所	生年月日		
												～

(注意) 1 助産師又は施術者については、「開設者名(氏名)」に本人に氏名を記載するとともに「住所(所在地)」にその住所を記載すること。

2 指定訪問看護事業者については、その解説する訪問看護ステーションごとに記載すること(「開設者名(氏名)」及び「住所(所在地)」には、指定訪問看護事業者の名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。)。

一 覧 表

指定番号	医療機関等 コード	名称	所在地	診療科名等	生活保護法 指定年月日	生活保護法 指定有効期間	健康保険法 指定有効期間	みなし 更新申
					年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	有・無
		開設者			管理者			
		氏名(名称等)	住所(所在地)	生年月日	氏名	住所	生年月日	
				年 月 日			年 月 日	
指定番号	医療機関等 コード	名称	所在地	診療科名等	生活保護法 指定年月日	生活保護法 指定有効期間	健康保険法 指定有効期間	みなし 更新申
					年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	有・無
		開設者			管理者			
		氏名(名称等)	住所(所在地)	生年月日	氏名	住所	生年月日	
				年 月 日			年 月 日	
指定番号	医療機関等 コード	名称	所在地	診療科名等	生活保護法 指定年月日	生活保護法 指定有効期間	健康保険法 指定有効期間	みなし 更新申
					年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	有・無
		開設者			管理者			
		氏名(名称等)	住所(所在地)	生年月日	氏名	住所	生年月日	
				年 月 日			年 月 日	
指定番号	医療機関等 コード	名称	所在地	診療科名等	生活保護法 指定年月日	生活保護法 指定有効期間	健康保険法 指定有効期間	みなし 更新申
					年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	有・無
		開設者			管理者			
		氏名(名称等)	住所(所在地)	生年月日	氏名	住所	生年月日	
				年 月 日			年 月 日	

指定・指定更新申請書(変更届書等)受理簿

受理 番号	受理年月日	名称	所在地	申請者(開設者)名	住所(所在地)	指定・指定更新(変更等) 年月日	辞退年月日	指定 番号	備考

(注意) 1 「指定年月日」は、当該指定医療機関が初めて生活保護法による指定を受けた年月日を記載。

2 開設者が法人の場合、「申請者(開設者)名」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」に法人の主たる事務所の所在地を記載。

(表 面)

施術券及び施術報酬請求明細書 (はり・きゅう)

(年 月 分)

(地区担当員印)

(取扱担当者印)

(福祉事務所長印)

生活 保護 法 施 術 券	交付番号	有効期間 日から 日まで	施術開始日 年 月	1. 単 給 2. 併 給
	患者氏名 (歳) 男 女	居住地		
	傷病名 1 神経痛 2 リウマチ 3 頸腕症候群 4 五十肩 5 腰痛症 6 頸椎捻挫後遺症 7 その他 ()	はり・きゅう師氏名		

施術報酬請求明細書 (はり・きゅう)

施 術 報 酬 請 求 明 細 書	○初回施術 年月日	年 月 日	実日数	日	既施術回数	回	転 帰	治癒・中止											
	①初 検 料 1 はり 2 きゅう 3 はりきゅう併用					円		摘 要											
	② 施 術 料	はり				円 × 回 =	円												
		きゅう				円 × 回 =	円												
		はり、きゅう併用				円 × 回 =	円												
		電療料 1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具				円 × 回 =	円												
	③ 往 療 料 2 km まで 加 算 (km)					円 × 回 = 円 円 × 回 = 円													
	施術日 通院○ 往療◎	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																
	④ 合 計 金 額 (①+②+③)					請 求 円		※ 決 定 円											
	※ ⑤ 社 保 負 担 (健・共) 有 ・ 無 割					円		円											
※ ⑥ 本 人 支 払 額 円					円		円												
⑦ 差引請求 (支払) 金額 (④-⑤-⑥)					円		円												

請 求 書	(患者氏名) にかかると上記明細書による施術料を請求します。 平成 年 月 日 住 所 福祉事務所長 殿 はり・きゅう師 氏 名 ⑩	
	委任状	上記の金額の受領を 師会 (理事) 長 (氏名) に委任します。 平成 年 月 日 (はり・きゅう師名) 氏 名 ⑩

(裏 面)

はり・きゅう師へのお知らせ

- 1 患者の本人支払額は、施術報酬請求明細書右側下欄の「本人支払額」欄記入の金額です。窓口で徴収してください。
- 2 施術券の有効期間の延長を必要と認めたときは、ただちに福祉事務所に連絡のうえ補正をうけて下さい。この場合連絡がないと減額されることがありますから注意してください。
- 3 施術券の所定事項及び請求明細書の「本人支払額」、「社保負担」欄に必要事項の記入のないもの及び施術券に福祉事務所長印のないものは無効ですから福祉事務所に返送して下さい。
- 4 「初回施術年月日」欄には、費用負担関係の如何にかかわらず、その傷病についての初回施術年月日を記入して下さい。また「①初検料」の施術内容欄には、該当する項目を○で囲んで下さい。
- 5 「摘要」欄には往療を必要とした理由等を付記してください。
- 6 施術報酬請求明細書について下記事由に該当する場合は、返戻されることがありますから注意してください。
 - (1) 請求書の氏名および捺印もれ
 - (2) 初回施術年月日、既施術回数 of 記入もれ
 - (3) 往療距離記入もれ
 - (4) その他

(記入上の注意)

※印の欄には記入しないで下さい。

患者へのお知らせ

- 1 併給の場合で、別に保護変更決定通知書を交付しないときは、本券をもってこれに代えます。
- 2 この施術券で施術を受けることのできる期間は施術券の「有効期間」欄に記入された日数です。
- 3 あなたが直接支払う額は、表面「本人支払額」欄に記入された金額ですから窓口で支払って下さい。なお、本人支払額が支払われていない場合には、保護の変更、停止又は廃止が行われることもあります。
- 4 施術者および福祉事務所長の指示、指導に従って療養に専念して下さい。
- 5 施術を受けている期間は、その疾病については、指定医療機関の医療を受けることはできませんから注意してください。
- 6 施術が終ったとき、又は施術を中止したときは、すみやかにその旨を福祉事務所長に届け出て下さい。
- 7 施術券は、他人に譲ったり又は使用させてはいけません。

社援保発 0425 第 11 号
平成 26 年 4 月 25 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

生活保護法の一部改正に伴う指定医療機関の指定事務
に係る留意事項等について

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）については、平成 25 年 12 月 13 日に公布され、生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号。以下「施行令」という。）及び生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「規則」という。）並びに「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知）等についても所要の改正を行い、平成 26 年 7 月 1 日より施行することとしている。

今般、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」といい、改正前の法を「旧法」、改正後の法を「新法」という。）、施行令及び規則を踏まえ、指定医療機関の指定事務に関する留意事項等について下記のとおり整理したので、御了知の上、関係機関とも連携を図りながら、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正法における指定医療機関制度の見直し

旧法では、法による医療扶助のための医療を担当する病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等（以下「指定医療機関」という。）の指定及び指定取消しについて、健康保険等他の医療制度に比べ、具体的な要件が規定されておらず、不適正な医療機関への対応が十分行われる環境にあるとは言いがたい状況にある。

このため、新法では、健康保険の取扱い等を参考に、指定医療機関制度についても見直しを行っているが、その内容は主に次のとおりである。

（１）指定医療機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

ア 指定の要件

新法第 49 条の 2 第 2 項各号（欠格事由）のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事（指定都市市長及び中核市市長を含む。以下同じ。）は指定医療機関の指定をしてはならないものとしたこと。また、同条第 3 項各号（指定除外要件）のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は指定医療機関の指定をしないことができるものとしたこと。

（欠格事由の例）

- ・当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局ではないとき。
- ・開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・開設者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- ・開設者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

（指定除外要件の例）

- ・被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

イ 指定の取消要件

指定医療機関が、新法第 51 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとしたこと。

（取消要件の例）

- ・指定医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき。
- ・指定医療機関の開設者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき。

（２）指定医療機関の指定の有効期間（指定の更新制）の導入

ア 指定医療機関の指定の更新

指定医療機関の指定は、６年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うものとしたこと。（新法第 49 条の 3 第 1 項関係）

イ 指定の更新申請のみなし

指定医療機関のうち、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね当該開設者である医師等若しくは薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事しているものについては、その指定の効力を失う日前 6 月から同日前 3 月までに間に別段の申し出がないときは、更新の申請があったものとみなすものとしたこと。

（新法第 49 条の 3 第 4 項関係）

（３）不適切な事案等への対応の強化

ア 指定医療機関又は保険医療機関の指定取消しがなされた場合の対応

法による指定医療機関又は健康保険法による保険医療機関のいずれかの指定が取り消さ

れた際に、両制度間で関連性を持たせて対応できるものとしたこと。

- ・都道府県知事は、法による指定医療機関の指定を取り消した場合であって、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足る事実があるときは、厚生労働大臣に通知しなければならないものとしたこと。（新法第 83 条の 2 関係）
- ・健康保険法による保険医療機関の指定が取り消された場合は、法の指定医療機関の指定を取り消すことができるものとしたこと。（新法第 51 条第 2 項第 1 号関係）

イ 過去の不正事案への対応

旧法では対象となっていない指定医療機関の開設者であった者等についても、都道府県知事又は厚生労働大臣は、必要と認める事項の報告若しくは診療録等の提出等を命じ、又は当該職員に、実地に検査等させることができるものとしたこと。（新法第 54 条関係）

ウ 不正利得の徴収金

偽りその他不正な手段により医療の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関があるときは、都道府県知事又は市町村長は、当該指定医療機関から、その返還させるべき額のほか、100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとしたこと。（新法第 78 条第 2 項関係）

エ 指定医療機関への指導体制の強化

指定医療機関に対する指導等の実施に当たっては、都道府県知事が指定した指定医療機関等については、一義的には指定権者である都道府県知事が行うべきものであるが、一部の指定医療機関における不適切な事案に効率的・効果的に対処できるよう、都道府県知事が指定した指定医療機関への報告等について、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が判断した場合には、厚生労働大臣も実施できるものとしたこと。（新法第 84 条の 4 関係）

2 新法の施行に伴う指定事務に係る留意事項

（1）指定医療機関に対する新法の内容の周知徹底

都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）は、管内の指定医療機関に対して、上記 1 に掲げる指定医療機関制度の見直しに関する事項及びアからウまでに掲げる施行に伴う経過措置に関する事項についてあらかじめ周知を行うとともに、円滑な施行が図られるよう協力を求めること。

ア 旧法の指定を受けている指定医療機関は、施行日において新法第 49 条による指定を受けたものとみなされるものとしたこと。（改正法附則第 5 条第 1 項関係）

イ 新法の施行（平成 26 年 7 月 1 日）の際、新法の規定による指定医療機関の指定があったものとみなされた指定は、施行日から 1 年以内に指定医療機関の申請をしなければ、当該期間の経過によって効力を失うものとしたこと（平成 27 年 7 月 1 日付で失効する）。（改正法附則第 5 条第 2 項関係）

ウ 新法の施行（平成 26 年 7 月 1 日）の際、新法の規定による指定医療機関の指定があったものとみなされた指定に係る施行日以後の最初の更新は、施行日から 6 年を経過する日までではなく、施行日から健康保険法第 68 条第 1 項の規定により同法第 63 条第 3 項第 1 号の指定の効力が失われる日の前日までの期間を経過する日までに行うものとしたこと。ただし、施行日から 1 年以内に当該前日が到来する場合にあっては、当該前日から 6 年を

経過する日までに行うものとしたこと。

また、指定訪問看護事業者等の最初の指定の更新については、健康保険法による指定を受けている訪問看護事業者（介護保険法による指定を受けているものを除く。）にあっては、施行日から6年を経過する日までに行うものとしたこと。

さらに、上記以外の訪問看護事業者等あっては、介護保険法の指定の有効期間の満了日までに行うものとする。ただし、当該日が施行日から1年以内に到来する場合にあっては、当該日から6年を経過する日までに行うものとしたこと。（改正法附則第5条第3項関係）

（2）指定医療機関に対する指定申請書類の送付

改正後の規則第10条第2項において、指定を受けようとする医療機関の開設者は、病院等の名称及び所在地、健康保険法に規定する保険医療機関等である旨、新法に規定する指定の欠格事由に該当しないことの誓約等の事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出することとしている。

そのため、都道府県は、指定の申請が円滑に行われるよう、別添1の様式例を参考に改正後の規則第10条第2項に規定する申請書又は誓約書等の様式を作成し、管内の指定医療機関に対し上記（1）の周知と併せ、送付すること。

（3）改正法附則第5条第2項の規定による申請状況の確認

都道府県は、施行日より改正法附則第5条第2項の規定に係る申請を受理することとなるが、常時、管内の指定医療機関からの当該申請の受理状況を管理し、必要に応じて、当該申請がなされていない指定医療機関に対して申請手続の進捗状況の確認等を行うこと。

（4）改正法附則第5条第2項の規定による申請に基づく指定の審査等

ア 都道府県は、受理した申請について、申請書又は誓約書等の記載内容について審査し、新法第49条の規定による指定を行うことが適当と判断される場合には、新法の施行の日付（平成26年7月1日）で指定を行ったことを通知すること。

イ 併せて、改正法附則第5条第3項の規定により、最初の指定の更新については、その指定を受けたものとみなされた日（施行日）から6年を経過する日までではなく、（1）のウのとおり更新の申請を行う必要があることを通知すること。

ウ ア及びイの通知については、別添2の様式例を参考にする等して作成した文書により行うこと。

エ なお、アの指定については、新法第55条の3第1項第1号の規定による告示は不要であること。

3 その他の留意事項

（1）旧法による指定を受けている医師又は歯科医師

旧法による指定を受けている医師又は歯科医師（いわゆる往診医師・歯科医師）は、施行日において、診療所を開設しているものとみなして新法第49条による指定を受けたものとみなして、改正法附則第5条第2項及び第3項の規定を適用するものとする。（改正法附則第5条第4項）

したがって、当該医師又は歯科医師に係る施行に伴う指定事務については、上記2の（2）から（4）までと同様の取扱いとすること。

(2) 新法による新規の指定の申請

新法による新規の指定を受けようとする者は、新法の規定の例により、施行日前においてもその申請をすることができるものであること。（改正法附則第8条関係）

この場合においては、指定の最初の更新に係る改正法附則第5条第3項の規定による経過措置は適用されないため、指定日については、施行日以降の日付における当該医療機関の希望する日を参考にしながら決定すること。

別添1 様式例（申請書）

生活保護法指定医療機関 指定 ・ 指定更新 申請書

名 称	(フリガナ)		医療機関コード								
所 在 地	〒 - Tel () -										
開設者の氏名、生年月日、住所 (法人の場合は、「氏名(名称)」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載)	氏名(名称等)	(フリガナ)									
		生年月日	年	月	日						
	住所(所在地)	〒 -									
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)							生年月日	年 月 日	
	住所	〒 -									
診 療 科 名											
病 床 数	一般	床 (床)			結核	床 (床)					
	療養	床 (床)			感染症	床 (床)					
	精神	床 (床)									
健康保険法による指定	有 ・ 指定申請中				有効期間	年 月 日から 年 月 日まで					
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定	有 ・ 無 ・ 指定申請中					年 月 日指定(申請)					
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有 ・ 無	左欄の「有」に該当する場合で、開設者以外に診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師がいる場合、その医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。			氏 名						
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)										

上記のとおり指定を申請します。

平成 年 月 日

(申請先)

○ ○ 知 事(市 長)

〒 -
住 所

申請者(開設者)

Tel () -

氏 名

印

注意事項

- 1 この書類は、都道府県知事(市長)に直接に、又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関が新たに指定された場合には、県(市)告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

記載要領

- 1 標題の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを○で囲んでください。
- 2 「名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 3 「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、「氏名(名称等)」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
※開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。
- 5 「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。
※薬局の場合、「診療科名」は記載の必要はありません。
- 6 「病床数」は、休床中の病床も含めて医療法により都道府県知事に許可された病床数を記入し、休床数を()内に記入してください。
- 7 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。
※健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。
※訪問看護ステーションのうち、介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。
- 8 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定」は、申請時点における結核指定医療機関としての指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は指定年月日を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、結核指定医療機関の指定の申請を行った日を記載してください。
- 9 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の3第1項に基づき指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 10 「生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものであり、②に該当する場合には、診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。
 - ① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
 - ② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
- 11 申請者(開設者)の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

別添 1 様式例（誓約書）

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までに該当しない
旨の誓約書

○ ○ 知 事 殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定に該当しない
ことを誓約します。

住 所

氏名又は名称

印

（誓約項目）

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな
るまでの者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるも
のの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな
くなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 2 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
- 3 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- 4 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- 5 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- 7 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- 8 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- 11 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- 12 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）
- 13 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- 14 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- 16 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 18 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- 19 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 20 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- 21 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 24 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）

3 第 2 項第 4 号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分の理由となった事実その他当該事実に関して開
設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事

実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）。

5 第2項第5号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第2項第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

7 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

8 第2項第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

9 第2項第9号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当すること。

別添 2 様式例（通知）

〇〇〇〇〇〇〇〇号

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇病院

（開設者） 殿

〇〇県知事

生活保護法の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項
の規定による申請に基づく指定について

平成〇年〇月〇日付けであった生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）附則第 5 条第 2 項の規定による申請について下記のとおり指定したので、通知する。

記

- 1 指定医療機関名 〇〇〇〇〇〇〇〇病院
- 2 指 定 日 平成 26 年 7 月 1 日
- 3 指定の有効期間 平成〇年〇月〇日（貴保険医療機関（保険薬局）の指定有効期間の満了日）まで